

編集委員会に関する規程

2000年10月13日制定

2002年10月5日一部改正

2020年10月17日一部改正

(目的)

第1条 本規程は、会計理論学会会則第19条に基づいて、『会計理論学会年報』（以下、年報という）編集委員会について定める。

(構成)

第2条 編集委員会は、理事会が任命した、東日本に属する会員2名及び西日本に属する会員2名の計4名の会員からなる。

- 2 編集委員長は、上記4名による互選によって選出される。
- 3 編集委員の任期は3年とし、次期理事の改選までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員名は、これを公表する。

(編集委員長の職務)

第3条 編集委員長は、編集委員会の運営を行い、これを代表する。

- 2 編集委員長は、必要に応じて会長及び理事会と連絡をとり、報告及び指示を受ける。
- 3 編集委員長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(編集委員会の職務)

第4条 編集委員会は、以下の事項について審議、決定する。

- (1) 年報の編集及び刊行に関する事項
- (2) 投稿論文等の受付、審査、掲載に関する事項
- (3) 投稿論文等の査読者の決定に関する事項
- (4) その他、年報の編集に関連して必要と考えられる事項

(事務局)

第5条 編集委員会の事務局は、原則として編集委員長の所属機関におく。

- 2 会計理論学会事務局は、編集委員会に出席し、意見を述べるができる。

(守秘義務)

第6条 編集委員及び会計理論学会事務局は、投稿論文等及びその投稿者、査読者の決定、査読結果等に関して知りえた事実について守秘義務を負う。

(投稿論文等の審査)

第7条 本規程第4条の(2)に規定する投稿論文等の審査については、編集委員会が別途定める『会計理論学会年報』審査・査読要領に従う。

(本規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会で協議し、会員総会で決議する。

付 則

この改正は、2002年10月5日から実施する。

付 則

この改正は、2020年10月17日から実施する。